

平成29年第3回定例会
斑鳩町議会会議録

平成29年6月7日
午前9時 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 真弓 啓 局長補佐 大塚美季

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西巻昭男
総務部次長	谷口智子	総務課長	仲村佳真
まちづくり政策課長	安藤容子	財政課長	福居哲也
税務課長	本庄徳光	健康福祉部長	黒崎益範
健康福祉部次長	加藤恵三	健康対策課長	北典子
生活環境部長	植村俊彦	環境対策課長	栗本公生
住民課長	浦野歩実	都市建設部長	谷口裕司
建設農林課長	上田俊雄	都市整備課長	松岡洋右
下水道課長	寺田良信	会計管理者	藤川岳志
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	中原潤
生涯学習課参事	井上貴至		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

〔1〕 6番 平川議員

1. まちづくり連携協定について

- (1) 県と市町村とのまちづくりに関する連携協定とは。
制度の内容について・どのようなメリットがあるのか。
- (2) 県内での締結状況について。
- (3) 本町の締結に向けた考え方について。
- (4) 法隆寺駅周辺、法隆寺周辺の整備に活用できるのではないか。

2. 地域防災計画について

- (1) 避難行動要支援者名簿の作成、同意について。
- (2) 要支援者の支援方法について。
- (3) 福祉避難所対策について。
- (4) 外国人・観光客への対応について。

3. 中学校のクラブ活動について

- (1) ここ数年のクラブ活動設置についての保護者の要望とその対応について。
- (2) 複数の中学校との合同チームの実施状況。
- (3) 今後のクラブ活動に向けた考え方。
- (4) 部活指導に外部指導者を導入することに対する考え方について。

〔2〕 13番 奥村議員

1. 就学援助における「ランドセル等新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を可能にするための対応について

- (1) 要保護児童・生徒、準要保護児童・生徒の人数について。
- (2) 準要保護児童・生徒の現状を考えた場合、平成30年度から実施できるように、予算、要綱等の改正について今から準備を進めていく事が大事と考えるが如何か。

2. 町独自の婚姻届けを作成することについて

- (1) 町独自の魅力的な婚姻届を作ることにより若者の地元愛を確認し、観光推進や、定住促進につなげる力になると思うが如何か。

〔 3 〕 2 番 小林議員

1. 改正個人情報保護法について

(1) 保護規制が強まり、地域活動が萎縮してしまわないか、斑鳩町の対応について。

2. 認知症高齢者を支える体制について

(1) 斑鳩町の現状と将来の予測について。

(2) 認知症になっても住み慣れた地域で安心してらせる地域づくりについて。

(3) はいかい高齢者位置情報サービスなど、早期発見につながる事業への補助金の創設について。

3. 官民データ活用推進基本法への対応について

(1) 基本計画の策定について。

(2) データを効果的に活用することで、個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出へ繋がると考えるが、斑鳩町の見解は。

〔 4 〕 1 番 宮崎議員

1. 斑鳩町創業促進事業補助制度について

(1) 現在、何人の人が利用して、どのような事業が行われたか。

(2) この制度は、2年間ということですが、継続はしないのか。

2. 農業後継者について

(1) 斑鳩町としての考え方。

〔 5 〕 4 番 小村議員

1. 子育て施策と高齢者施策のバランスについて

(1) 一般財源で子育て施策にかかっている費用と主な施策を問う。

(2) 一般財源で高齢者施策にかかっている費用と主な施策を問う。

(3) 今後、斑鳩町として予算編成の方針を問う。

〔 6 〕 1 2 番 木澤議員

1. 通学路の安全対策について

(1) 目安4丁目から新家地区付近まで（町道308号線）の通学路の安全対策について。

(2) 新家地区から北上し、踏切を越えて三代川沿いまで（町道306号線）の通学路の安全対策について。

- (3) 東幼稚園付近の通学路（町道358号線・東西）、（町道310号線・幼稚園東側）の安全対策について。
- (4) イツボ川交差点（信号を含む）の安全対策について。
- 2. 国民健康保険の県単位化と当町の国民健康保険特別会計の今後について
 - (1) 県から示される標準保険料率の動向について。
 - (2) 今後の保険税の資産割の考え方と、廃止した場合に所得割等に与える影響について。
 - (3) 累積赤字に対する考え方について。
- 3. 奨学金制度の創設について
 - (1) 近年の学生を取り巻く学費や奨学金制度実態について町はどのように認識されているか。
 - (2) 国・県や他の市町村での奨学金制度の取り組みの状況について。
 - (3) 町の事業として奨学金制度を創設することについて。

〔7〕 11番 濱議員

- 1. 歩道の安全対策について
 - (1) 歩道の設置基準、形態、段差等について。
 - (2) 龍田西 竜田工業前（正門の東側）の急こう配の歩道改善について。
- 2. 私道整備の補助について
 - (1) 町道認定の基準。
 - (2) 町の補助について。
- 3. 認知症サポーターについて
 - (1) 現況について。
 - (2) 拡充について。

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前 9 時 0 0 分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、6 番、平川議員の一般質問をお受けいたします。

6 番、平川議員。

○6 番（平川理恵君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、県と市町村とのまちづくり連携協定について、お伺いをします。

県では、人口減少と高齢化の地域課題を解決する手段として、県と市町村が協働でまちづくりを進めるまちづくり連携協定の締結を進めていると聞いています。既に多くの市町村が締結し、駅周辺の整備や観光振興などの事業を協働で進めているそうです。天理市や大和郡山市などについても、この手法を用いて取り組んでいると聞いています。協定を締結することで財政的な支援や技術支援など県からさまざまなサポートを受け入れることができるということなので、本町でも、観光振興に向けてさまざまな取り組みを進めている中で、有効な方法ではないかと関心を持っているところです。

そこで、質問です。このまちづくり連携協定とはどのような制度で、市町村にとってどのようなメリットがあるのか、お答えください。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 初めに、まちづくり連携協定の趣旨について、ご説明をさせていただきます。

人口の急激な減少と高齢化を背景とし、高齢者を初めとする住民が安心できる健康で快適な生活環境を実現することが重要であり、地域性を生かしたにぎわいのある住みよいまちづくりを進めるためには、その中心となる拠点への都市機能の集積や低未利用地の活用など、拠点を再整備することが必要となります。

奈良県では、広域的な観点から、地域創生に資する駅、病院、社寺、公園などの拠点を中心としたまちづくりを進め、その特色に応じた機能の充実・強化を図るとともに、拠点間相互の連携を強化することによって、県全体として総合力を発揮する都市形成を目指すとされております。

こうしたことから、まちづくりに前向きでアイデアや熱意のある市町村において、そ

の方針が県の方針と合致するプロジェクトについて、奈良県と市町村が連携協定を締結し、協働でプロジェクトを実施しようとするものでございます。

続きまして、まちづくりの連携協定の基本的な進め方といたしましては、プロジェクトの進捗に合わせ、段階的に3つの協定を締結することとなります。

まず、第1段階として、包括協定を締結し、まちづくり基本協定の策定を目指し、協働での基本構想策定等、奈良県から市町村に対して技術的な支援が実施されます。

次に、第2段階として、基本協定を締結し、事業計画等を策定し、事業内容や事業主体の決定を目指します。また、事業手法の紹介や関係機関との調整を円滑に進めるための支援など、技術的な支援が実施されます。

次に、第3段階として、個別協定を締結し、市町村事業に対し、県費補助や県有財産の譲渡額減額など、奈良県が財政的支援を実施されます。

さて、まちづくり連携協定を締結するメリットといたしましては、県管理施設の改修や県有地の活用などの県事業と市町村のまちづくりを一体的に検討することにより、効率的なまちづくりが期待できます。また、包括協定、基本協定段階において、まちづくり基本構想、基本計画、立地適正化計画の策定に必要な経費の2分の1の補助があります。さらに、個別協定段階においては、まちづくりの中心となる拠点施設の整備、まちづくりの拠点施設周辺の公共インフラの整備といったハード事業に対して、市町村公債費のうち、地方交付税算入額を差し引いた額の4分の1の補助があります。また、地区の継続的発展や活性化のために企画されるにぎわいづくりのイベントや地域における移動の確保に資する取り組みといったソフト事業に対しても、市町村負担額の2分の1の補助があるといったところでございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） まちづくり基本構想、基本計画などの計画策定に必要な経費やそのほかのインフラ整備に補助があるということで、金額の大小は別としましても、メリットはあるというふうに理解をいたしました。

それでは、他市町村の締結状況についてはどのようになっていますか、お答えください。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 県内のまちづくり連携協定の締結状況でございますが、現在、包括協定の締結は21市町村48地区、そのうち、基本協定の締結は9市町村21地区、さらに、そのうち、個別協定の締結は5市9事業と聞いております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 締結されている数については、理解をいたしました。

具体的にどのような事業がそれで進んでいるのか、もし、わかる範囲でお答えいただけたらと思います。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 例えば最近の事例といたしましては、天理市におきます天理駅前広場整備が最近共用されたところで、それが一番目に見える、完成したプロジェクトだと思っております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 幾つもの自治体が締結して、既に成果を上げているところもあるということがわかりました。

それでは、本町について、このまちづくり協定についてどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） まちづくり連携協定を締結のメリットいたしましては、前述いたしましたように、拠点施設へのアクセス道路、駅前広場、公園、観光案内所、子育て支援関連施設、文化関連施設等の整備といったハード事業、また、イベントの開催やレンタサイクルなどの地域における移動の確保に必要な事業、インフラ整備の事業化のための検討・計画・調査費といったソフト事業に対しまして県費補助があるなど、まちづくりを進めていく上で、県事業と当町のまちづくりを一体的に検討することによって効率的なまちづくりが実施できるとともに、財政的にも有効であると考えられます。

こうしたことから、当町がまちづくりを進めていく上で、奈良県とのまちづくり連携協定の仕組みが当町の目指すまちづくりの施策の実施に有効であると判断できるものであれば、活用してまいりたいと考えており、昨年度から、JR法隆寺駅周辺から法隆寺門前地区にかけての範囲で奈良県と協議を行っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 本町でも、法隆寺駅周辺や法隆寺門前地区について協議を進めておられるということで、理解はいたしました。

この協定を、今後どのように活用することができるのか、また、活用しようとお考えなのか、お聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） JR法隆寺駅周辺につきましては、幹線道路からJR法隆寺駅へのアクセス道路は、道路幅員が狭く歩道がないなど、自動車、自転車、歩行者ともに安全で安心して利用できるアクセス機能の強化が必要であると考えております。また、飲食店などの商業施設等が少なく、町の玄関口、交通拠点としての機能が不十分であると考えられます。また、法隆寺門前地区につきましては、まちあるき観光の拠点の不足、宿泊施設がないといった課題があります。

こうしたことから、斑鳩の玄関口としてふさわしいJR法隆寺駅周辺と法隆寺門前地区の観光アクセス拠点の整備が必要であります。

今後、こうした課題に対する取り組みとして、幹線道路からJR法隆寺駅までのアクセスの強化、JR法隆寺駅周辺の用途地域、高度地区等の都市計画の検討による商業機能の集積、まちあるき観光の推進に伴う斑鳩の玄関口の整備としてJR法隆寺駅から法隆寺までの観光誘導ルートや法隆寺iセンターの機能強化、法隆寺門前地区への宿泊施設の誘致などがございます。これらの取り組みにつきましては、奈良県との協議・調整を伴うものもあり、JR法隆寺駅周辺について、これまでに担当常任委員会にもご報告させていただいております、既に奈良県とも協議を進めていたところであり、この中で、まちづくり連携協定も選択肢の1つとして協議を続けているところでございます。

そうしたことから、奈良県とのまちづくり連携協定は、JR法隆寺駅周辺だけではなく、法隆寺門前地区においても、まちづくりの手法の1つとしてその可能性を検証してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

ハード事業に対する補助は、地方交付税算入額を差し引いた額の4分の1ということで、事業の規模によっては金額が低くなることもあると思いますけれども、それでもやはり、補助があればそれだけ町からの支出は少なくて済みますし、県のノウハウを活用することもできると期待できます。

駅周辺や観光拠点づくりなど、町では、今後、さまざまな取り組みを進めていかれると思います。協定を結ぶことで、もしかすると県から制約を受けることもあるかもしれませんが、本町にとってメリットになるかどうか見きわめた上で、有効な手段であれば進めていただけたらと思います。

続きまして、地域防災計画について、お伺いをいたします。

かねてより課題になっておりました地域防災計画を、ことし3月、策定をしていただ

きました。多岐にわたる内容で、まとめていく上での関係者の方々のご苦勞は大層なものだったと思われます。そして、昨年的一般質問で、私も、女性の委員を加えることについて質問をさせていただきましたが、4人の女性委員を選んでいただきまして、ありがとうございました。幅広い意見も反映できたものになっているかと思います。

さて、大変なご苦勞の上でまとめていただきました地域防災計画ですが、できたことで終わりではなく、計画に基づいて進めていってこそ意味があると思います。計画を見せていただきますと、今日的な課題に取り組んでいく姿勢が示されておりまして、内容のとおりに進めていくことができれば理想的だと感じる部分もございました。

そこで、幾つか、具体的にどのように取り組んでいかれるのか、お伺いをしたいと思います。

まず1点目ですが、計画の中に、災害時にみずから避難することが難しい者の避難の支援、安否の確認をするため、避難行動要支援者名簿を作成するとあります。この名簿の性格、対象はどのような方か、作成状況はいかがでしょうか。また、避難を手助けする支援者に対する同意の取得状況はいかがでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 加藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（加藤恵三君） 斑鳩町地域防災計画につきましては、災害対策基本法の改正等に対応するため、本年3月に修正を行ったところでございます。

避難行動要支援者名簿の作成についてでございますが、修正した斑鳩町地域防災計画の中で、名簿に掲載する避難行動要支援者の範囲を定めたところでございます。具体的な対象範囲につきましては、要介護3から5の要介護認定者、身体障害者手帳の種別が第1種であり、等級が1級、2級の身体障害者、療育手帳のA1、A2の等級を受けた知的障害者、精神障害者保健福祉手帳の1級の等級を受けた精神障害者、障害者総合支援法によるサービスを受けた難病患者などとなっております。対象者数といたしましては923人となっております、本年3月末に避難行動要支援者として整理を行ったものでございます。

避難行動要支援者名簿の避難支援者等関係者などへの情報提供に関する同意につきましては、今後、避難行動要支援者避難支援プラン、いわゆる全体計画の策定を進める中で、外部提供に向けた情報の同意方法、名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置などの具体的な内容を整理する中で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

地域防災計画が策定されたばかりですけれども、避難行動要支援者名簿の作成が進んでいるということ、今、伺いたしまして、安心はいたしました。

それでは、この名簿に登録された方を災害時にどのように支援するか、その対策も必要になってくるかと思えます。支援体制の構築に向けてどのように取り組んでいかれるのか、お考えをお聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 加藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（加藤恵三君） 避難時の具体的な支援方法や個別支援計画の策定につきましては、町の避難行動支援の取り組みの基本となります、先ほど答弁を申しあげました避難行動要支援者避難支援プラン策定後に具体的な支援方法について検討をしてみたいというふうに考えております。

なお、個別計画策定に当たりましては、災害発生時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人が不在で連絡がとれないときの対応等について検討を行っていく必要がありますことから、消防、警察といった防災関係機関を初め、社会福祉協議会、民生児童委員、自治会、消防団、自主防災組織等に協力を求めてみたいというふうに考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

今後は、その名簿に登録された方をどのように支援していくのか、個別の支援する仕組みをつくっていくことが必要になってきますが、どの自治体でも難しい課題があると聞いております。どのように進めていくのが望ましいのか、最善の方法を検討しながら進めていただけたらと思えます。

今回の計画では、福祉避難所のことも盛り込んでいただきました。昨年的一般質問でも、障害のある方の災害対策について取り上げさせていただきましたが、計画では、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するように努めることや福祉仕様の設備や要配慮者が使うことが想定される物資の備蓄などについて示されております。

現状はどのようになっているのか、そして、実施に向けてどのように取り組んでいたのか、お聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 福祉避難所対策についてでございます。福祉避難所につきましては、災害時において、一般の避難所では避難生活に支障が出る可能性がある高齢者

や障害者、乳幼児、その他の特に配慮を有する方、こうした方につきましては、災害対策基本法施行令におきまして要配慮者と定義されておりますが、こうした要配慮者の円滑な利用の確保がなされていること、また、要配慮者が相談し、また助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていることなどの条件が整った施設を市町村が福祉避難所として指定することができることとなっております。

現時点におきましては、斑鳩町内におきまして、福祉避難所としての指定を行っている施設はございませんが、バリアフリー化がなされ、多機能トイレのほか介助浴室といった施設を有するとともに、自己の健康状態等に対する相談体制も整っております生き生きプラザ斑鳩におきましては、福祉避難所としての機能を満たしている施設であり、要配慮者の方の受け入れが可能であると考えております。

さらに、民間の社会福祉施設等につきましても、先ほどご説明を申しあげました条件が整っており、また、福祉避難所として利用することに対する協定を締結することができれば、福祉避難所として指定することが可能でありますことから、今後、事業者に対する働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、斑鳩町の備蓄品についてでございます。災害時には、要配慮者用として、おかゆを2,000食、粉ミルクを800グラム缶で24缶、また、紙おむつを7,085枚備蓄しておりますので、災害時におきましては、これらの備蓄品を保管場所から必要な場所へ配布し、活用することとしております。

以上でございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

新しく策定していただいたということで、直近の大規模災害や課題に対応したものになっていると思いますので、計画に基づいて具体的な対策を進めていただきますようお願いをいたします。

それでは、最後の質問に移ります。中学校の放課後の部活動についてお伺いをいたします。

子どもたちの興味や関心を深める上で学校での部活動は有効だと考えておりますけれども、生徒数の減少や子どもたちの興味・関心の多様化などで、興味のある分野の部活動が通っている学校にはないということもあります。そうした中で、ここ数年、保護者からの部活動の新設の要望をされたことが何回かあると聞いています。

ここ数年の生徒や保護者からの部活動の創設に対する要望はどのようなものがあった

のか、そして、その対応について、お聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） まずもってご理解をいただきたい、ご理解をいただいていると思いますけども、学校におけますクラブ活動は、あくまでも学校教育活動の一環として、同好の生徒が教員等の指導のもと、自発的、自主的にスポーツや文化活動を行うものであるということがございます。

ご質問の最近の中学校におけますクラブ活動の設置についての要望についての状況でございますが、平成27年度中に、斑鳩中学校に硬式テニスのクラブの設置の要望が町教育委員会にございました。また、28年度には、斑鳩南中学校に直接、サッカー部の設置要望があったところでございます。

斑鳩中学校、斑鳩南中学校ともに、少子化に伴いまして、若干ではございますけれども生徒数が減少してきてございます。それに伴いまして、教員も減少している状況がございます。その中で、現在、一部の部活動におきましては、部活の顧問を複数受け持つ教員もいる中で、指導できる教員の安定的な確保、またはけがや事故、熱中症の防止など生徒の安全確保、練習場所の確保などの課題がありましたことから、実現することが難しいと判断したところでございます。

この斑鳩中学校、斑鳩南中学校のテニス部、サッカー部の設置要望につきましては、上記のことを保護者の方々に説明をさせていただきまして、一定のご理解をいただいたところでございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 関連して、もう1点、お伺いをいたします。

昨年、斑鳩南中学校の野球部が河合町の中学校と合同でチームを編成したということをお伺いしました。今年度に入って、新入部員が入ったことで合同チームは解消されたと聞いておりますけれども、ここ数年の間で同様のことがあったのかどうか、そして、昨年度の実施の中で運営上で支障が生じることはなかったのか、実施状況についてお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） ほかの中学校と合同で活動している状況でございます。今、ご紹介もございましたけども、まず、斑鳩中学校のソフトボール部について説明させていただきますと、平成26年度から、ソフトボール、女子でございますけども、合同チームを編成しておりまして、現在は、部員8名、斑鳩中学校でおりますけども、その8名

が平群中学校と合同チームを編成して、活動しているところでございます。

次に、斑鳩南中学校では、今、紹介ございました、野球部の部員が8名ということで、今年度の5月までは河合第一中学校と合同チームを編成し、活動しておったところでございますけども、現在は、新入部員が加入したことから、単独チームでやっているという状況でございます。

支障があったかなかったかというご質問でございますが、これまでに於いて、移動等々について、そうした、ほかの学校に行くわけでございますけども、その分時間かかるということは当然でございますが、それ以外の支障等々については聞いてございません。

先ほども申しあげましたけども、クラブ活動はあくまでも学校教育活動の一環として行うものでございますので、クラブ活動の方針でありますとか、指導内容、それぞれの学校の方針に合わせていくことが必要であるということや、合同練習等における移動に伴う生徒の安全面の確保については、本当に特に配慮をしなければならないというふうには認識はしてございます。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

部活動の新設について要望がある一方で、なかなか生徒が集まらないクラブもあると聞いています。また、生徒数の減少や指導する教員の不足などから、廃止になるクラブも今後出てくる可能性もあると聞いています。しかし、今は部員が少なくても、小学生のスポーツクラブの活動状況などから、数年後にはふえることが見込まれる場合もあり、現在の状況が今後も続くとは限らないということも聞いております。

子どもたちの興味、関心に応えられる体制を整えることもニーズとしてあると思えますけれども、今後の部活動の新設や廃止などに対する町のお考えがありましたら、お聞かせをお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、議員もおっしゃいましたように、やはり廃りっていうのは当然ございまして、ある中学校では、バレーボール部、部員を募集しても集まらないといったことで廃部になったというケースもございます。

議員もご承知だと思いますけども、教員におきましては、休日の部活の指導のほか、そういった部活動、夜間も、夜間という夕方まで指導しているという状況もございまして。また、生徒指導につきましては、休日でありましても、夜間につきましても、時を問わずにですね、生徒指導に走り回る教員がいるということもございまして、全国的に

も教員の多忙化の解消が大きな課題になっているという状況がございます。

こうした中で、学校では、活動中における事故やケガを防止し、生徒の安全を最優先にした部活動を指導しているところがございますけども、指導できる教員の安定的な確保等の課題もございますことから、今後、部活動の規模を縮小せざるを得ないことが生じる可能性があるということをご理解いただきたいし、できる可能性がある、新たに設置できるクラブもないとは限らないといった、そのとき、そのときの教員の状況、生徒のニーズ等でどれだけ対応できるかということにかかってくるのかなと考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） ありがとうございます。

サッカー部の新設の要望については、教育委員会も、学校も、真剣に議論をし、ご検討をいただき、最終的な判断については保護者のほうも理解はしてくださったと聞いています。なので、そのことに対する異議を唱えるつもりはありません。しかし、クラブ活動は、多感な時期の子どもたちが授業以外のところで興味や関心を深め、可能性を引き出すという効果があると思います。中学校では、町内で2校あり、校区の中学校に希望のクラブがない場合、もう1つの中学校に通学することもできるのは承知はしています。また、クラブ活動ではなく、学校外の活動として取り組むこともできます。しかしやはり、兄弟姉妹と違う学校に通うことになる場合や学校外での活動となるとさまざまな保護者の負担も生じること、先輩後輩の関係の中でスポーツをしていくことの効果などを考えますと、子どもたちの興味や関心に応えられる選択肢をふやすことも大切だと感じています。

そこで、最後の質問ですが、全国的にはクラブ活動で外部指導員を導入しているところもあると聞いていますが、外部指導員の導入についてのお考えをお聞かせください。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 現状をまず申しあげますと、今年度、斑鳩中学校と斑鳩南中学校では、専門的な指導が必要となる剣道部におきまして、奈良県の地域スポーツ人材活用支援事業っていうのがございます。これを活用いたしまして、外部指導員による指導を行うこととしております。指導は、各校年間32回でございます。毎週1回当たりの計算になると思いますけども、その1回あたりは、3時間から4時間の指導というふうになってございます。

先ほども申しあげましたが、学校における部活動は、学校教育活動の一環として、同好の生徒等が、教員の指導のもと、自発的、自主的にスポーツや文化活動を行うもので

ございまして、部活動の中で協調性や連帯感を養うことによって、学校生活に豊かさをもたらすという意義がございます。外部の指導者による専門的な指導は、その技術を磨くという点においては効果的なものと考えております。しかし、部活動にかかわって生徒指導が必要な場合もございます。顧問のみならず学級担任との連携も、当然必要となってきます。全てを外部の指導者に委ねるということは、まだまだ課題が多いというふうに考えております。また、指導方法や規範意識の持ち方など生徒等に与える影響も少なくないことから、慎重に対応する必要があるのではないかと考えております。

○議長（伴吉晴君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 外部指導者の導入についての課題については、理解をいたしました。

先ほどのお答えでも、今後、廃止するばかりじゃなくて、興味、関心に応えられるものがあれば、可能性としては新しく創設するというのも可能性もあるということをお伺いして、少しは安心はいたしました。

しかし、今後も生徒数が減少して部活動の規模が縮小せざるを得ないという可能性がある中で、どのような方法で子どもたちの興味、関心に応えることができるのか、部活動のあり方や手法について、今後も調査、研究を進めていただけますように要望いたしまして、私の一般質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、6番、平川議員の一般質問は終わりました。

続いて、13番、奥村議員の一般質問をお受けいたします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 議長のお許しをいただき、私の一般質問をさせていただきます。

最初に、就学援助におけるランドセル等新入学児童生徒学用品費に入学前資金を可能にするための対応についてであります。

就学援助は、児童生徒の家庭が生活保護を受給するなど経済的に困窮している場合に、学用品や給食、修学旅行などの一部を市町村などが支給をし、国がその2分の1を補助する制度でございます。しかし、これまでは、新入学に必要なランドセルなどの学用品の費用については支給されるものの、国の補助金交付要綱では、国庫補助の対象を小学校入学前を含まない児童または生徒の保護者としていたため、その費用は入学後の支給となっております。

今般、文部科学省はその要保護児童生徒援助費補助金要綱を平成29年3月30日付

で改正することにより、就学援助要保護児童のランドセルの購入と新入学児童生徒学用品費の単価を従来の倍額にするとともに、その支給対象者に、これまでの児童生徒から新たに就学予定者を加えました。また、文科省からは、この改正に合わせ、平成30年度からその予算措置を行うとの通知がなされたところでございます。

しかしながら、この措置はあくまで要保護児童生徒に限ったものであり、今回、準要保護児童生徒はその対象にはなっておりません。

そこでお聞きいたしますが、斑鳩町での要保護児童生徒、準要保護児童生徒の人数について、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業の認定者の数でございます。平成28年度実績で申しあげたいと思いますが、まず、要保護児童生徒認定者数は26人、内訳が、小学生が18人、中学生が8人。また、準要保護児童生徒認定者数は242人ございまして、内訳は、小学生が147人、中学生が95人となっております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

今、人数をお示しいただきましたように、要保護児童生徒数が26人、準要保護児童生徒数が242人となっております。その割合は、およそ1対10となっておりますこととでございます。

要保護児童生徒の新入学用品費の支給は、基本的には生活保護制度の教育扶助である入学準備金から既に入学前に支給されているために、斑鳩町において、この文科省の制度改正に伴う要保護児童生徒に対する予算及び制度の変更は、一部の例を除きまして、基本的には生じないと認識いたします。この準要保護児童生徒に対する新入学児童生徒学用品費の対応については、今後、文科省の通知に従い、その単価の変更及び入学前からの支給について、斑鳩町においても判断していかれることになると思いますが、私は、今回の国における改正の趣旨及び斑鳩町における準要保護児童生徒の現状を考えた場合に、平成30年度から実施できるよう準備を進めることが重要と考えます。

具体的には、就学援助における、特に準要保護児童生徒を対象とする新入学児童生徒学用品費の入学前からの支給に対応するための予算措置、システムの変更、要綱改正について、今から確実に準備を進めていくことが必要と考えますが、いかがでしょうか。教育委員会の見解をお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、先ほどご紹介もいただきましたように、去る3月31日、国の要保護児童生徒援助費補助金交付要綱におきまして、小学校への入学開始前の新入学児童学用品費の支給につきましても補助対象とできるよう同交付要綱の一部改正が行われ、平成30年4月の就学予定者から適用されるということになってございます。

この、同時にですね、単価の改正も、先ほどご紹介もございましたように、ほぼ倍額となったわけでありまして、今年度、29年度に新たに入学した児童生徒の支給につきましても、この単価改正に伴いまして、この6月議会で補正予算をあげさせていただいておるところでございます。

来年度の入学予定者についての対応のご質問でございます。先ほども、今、申しあげましたように、国の支給について一定の方針も示された、来年度からの適用するという示されたこともございまして、本町の準要保護児童生徒へのこの新入学児童学用品費支給につきましても、この改正に準じまして、平成29年度中に、すなわち平成30年4月に就学予定者から適用できますように、今後、検討をしていくと考えてございますので、よろしく申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

平成30年度から準要保護児童生徒を対象とする新入学児童生徒学用品費の入学前からの支給に対応するための準備が確実に行われますように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。町独自の婚姻届を作成することについてであります。

最初にお聞きいたしますけれども、昨年、斑鳩町で受け付けをいたしました婚姻届の件数をお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 本町におきまして昨年度に受理をいたしました婚姻届の件数は、308件でございます。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

近年、町の特色を生かしたオリジナルな婚姻届を作成をし、好評を得ている自治体がふえているとのことでございます。届出用紙は、戸籍法で決まった書式があるものの、

色やデザインはある程度自由に決められます。デザインも、町民の皆さんに町の広報やホームページ等を通じて公募してはいかがでしょうか。また、作成された婚姻届は、住民課の窓口で受け取れるほか、町のホームページからもダウンロードができるようにする等、手軽に手に入るようにしてはいかがでしょうか。

町独自の魅力的な婚姻届をつくることで、若者の地元愛を確認をし、観光推進や定住促進につなげることができると考えますが、いかがでしょうか。町の見解をお伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 植村生活環境部長。

○生活環境部長（植村俊彦君） 婚姻届の余白部分に写真やイラストでデザインをいたしました、いわゆるデザイン届出書が使用されるようになりましたのは、3、4年前からでありまして、結婚情報誌の発行業者など民間事業者が提供されるものや、自治体がマスコットキャラクターなどをデザインしてオリジナルの届出書を作成して提供するものなどが見受けられているところでございます。

戸籍の届出様式につきましては、質問者もおっしゃいましたように、戸籍法施行規則におきまして届出書の記載事項及び様式が定められておりますけれども、法務省からは、各種戸籍の届け出については、届出書に法定の記載事項が記載されている場合には、他に不受理とすべき事由がない限り、原則として受理せざるを得ないといった見解が示されておりまして、それほどデザイン届出書の使用は全国的に広がっておりまして、県内でも、大淀町を初め6つの自治体でオリジナルの婚姻届が提供されているという状況でございます。

今回、質問者からもご提案をいただきました自治体のオリジナルの婚姻届につきましては、人口の減少が課題となる中、結婚を地域全体で応援するという雰囲気醸成や地域の魅力発信により転入や定住の促進を期待して実施されている場合も多いことから、今後、本町におきまして、先進地などを調査研究いたしまして、検討してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

若者の晴れの日スタートを心からお祝いをする気持ちを込めて、斑鳩町らしい婚姻届を作成をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

10時まで休憩いたします。

（午前 9時40分 休憩）

（午前10時00分 再開）

○議長（伴吉晴君） 再開いたします。

次に、2番、小林議員の一般質問をお受けいたします。

2番、小林議員。

○2番（小林誠君） それでは、通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

昨年末に官民データ活用推進基本法ができ、ようやくデータを適切かつ効果的な活用の推進を図るための法律ができました。また、先日5月30日は、改正個人情報保護法が改正され、全面施行されました。ビッグデータの利活用を後押しするのが狙いの1つで、個人を特定できないように加工した情報であれば、自由に流通させることができるようになりました。

一方、保護規制が強化され、少人数のNPOや自治会でも法の適用対象となることに戸惑いの声も聞こえております。

本日は、民生委員、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進や地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行う活動をされている民生・児童委員への影響について、まずお伺いさせていただきます。

○議長（伴吉晴君） 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（黒崎益範君） 個人情報保護法の改正により、法規制が強まり、民生・児童委員の活動が萎縮してしまわないかということですが、これまでの個人情報保護法では、保有している個人情報に5,000人以下の事業者、小規模事業者と申しますが、には適用されておりましたが、本改正により、小規模事業者であっても適用対象となります。

議員が言われています保護規制の強化により民生・児童委員の活動が萎縮するのではないかということですが、国のガイドラインによれば、民生・児童委員は特別職の地方公務員となりますことから、民生児童委員が法令の定める事務を遂行する場合や、民生児童委員への個人データの提供が法令に基づく場合については協力をする必要があり、本人の同意を得ることで事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合は、本人の

同意を得ることなく個人データを提供することが可能となりますことから、活動に支障はないものと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） ただいま、影響がないとのご答弁でした。

民生委員だけではなくてですね、これまでの個人情報も適切に取り扱っていただければ心配はありません。しかし、法改正に伴い、今後は各種団体が法の適用対象となることから、注意すべき点はたくさんあると思われまます。

今回、一般質問として取り上げさせていただきましたのは、地域のために活動されている民生委員が活動しやすい環境へと行政が後押ししていく必要があるのではないのでしょうか。

今回の改正に伴い、広報紙等で周知はされましたか。法的に問題がなくても、民生委員の活動が萎縮する懸念を払拭するような支援、民生委員が地域で活動しやすい環境への支援はされましたか。その点をご指摘させていただき、次の質問へと移らせていただきます。

次に、認知症高齢者を支える体制についてであります。今後、国や斑鳩町の高齢化はますます進んでいくことから、認知症の人をいかに支えていくかは、地域福祉における重要なテーマであります。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会、斑鳩の実現が喫緊の課題だと考えております。

まずは、斑鳩町の現状と将来の予測について、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（黒崎益範君） 認知症は、特別な人に起こる特別なものではなく、年をとれば誰にでも起こり得る病気であり、高齢になるにつれて発症する可能性が高くなります。

厚生労働省の発表によりますと、日本の認知症患者数は、2012年で約462万人、65歳以上の高齢者の約7人に1人と推計されております。認知症の前段階とされる軽度認知障害、MCIと推計される約400万人を合わせると、高齢者の約4人に1人が認知症あるいはその予備軍ということになっております。

また、平成27年3月策定の第6期斑鳩町介護保険事業計画策定の際の推計値であります。認知症日常生活自立度Ⅱ以上の認定者数は、平成28年度で約700人、平成37年度で約1,000人といった推計値が出ております。

しかしながら、斑鳩町の介護認定を受けられた方で、主治医意見書で日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さで家庭外で多少見られても、誰かが注意をしていれば自立できる状態である認知症日常生活自立度Ⅱ以上の方は、平成26年度では566人、平成27年度では501人、平成28年度では462人と減少している現状であります。これは、認知症を発症してからのケアだけではなく、健康増進事業や介護予防事業による認知症予防の取り組みにより一定の効果があらわれているものではないかというふうに考えております。

町の現状は減少しているものの、国のほうでは、認知症高齢者が、平成24年、2012年では約462万人であります。平成37年、2025年には、約1.5倍の約700万人に増加すると試算されておりますことから、認知症になっても住みなれた地域で生活を継続できるよう、医療、介護及び生活支援などのサービスが一体的に提供される支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） ただいま具体的な人数を教えてくださいまして、私が予想していた人数よりもですね、ちょっとはるかに少ない人数であったことにびっくりをいたしました。これも斑鳩町が健康増進事業や介護予防事業による認知症予防の取り組みをしっかりと行っている成果だというふうに認識をさせていただきます。

また、資料を見させていただきますと、平成28年度ですね、認知症高齢者の日常生活自立度、9ランクに分かれておりますが、一番重度のランク、この判定基準は、精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする方々が、斑鳩町の認定で22名、次に重度のランク、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ常に介護を必要とする方々が62名おられるというふうに数値が出ております。この人数のうち、何名が施設に入られているかは不明ですが、やはり斑鳩町でも認知症高齢者を支える充実した体制や地域づくりが早急に必要だというふうに考えております。

少子高齢化問題は、30年前から予測をされておりました。また、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37年、2025年問題も、早くから言われております。

認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりについて、斑鳩町の考え方と今後の取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（黒崎益範君） 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住

みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができるよう、地域住民の理解と協力を求め、助け合いのできるまちづくりを目指して取り組んでいるところでございます。

具体的には、昨年10月に、標準的な認知症の進行や進行に合わせた支援者や支援機関等を示した斑鳩町認知症ケアパスというパンフレットを作成し、啓発しているところであります。

また、早期診断、早期対応の取り組みといたしまして、認知症初期集中支援チームを設置し、在宅で生活をされている40歳以上の方で認知症が疑われる方を複数の専門職で訪問し、適切な医療サービスにつなげるよう支援を行っており、平成28年度では、相談件数が9件、そのうち4件については支援チームによる訪問を行ったところであります。専門職がかかわることにより、本人だけでなく、対応に苦慮されている家族や地域の方々への支援にもつながっております。

そして、地域での日常生活、家族支援の強化としまして、認知症サポーターの養成を行い、認知症本人や家族の支援者として活動できるよう、継続的に支援をしております。

今後もこのような取り組みを進め、認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 認知症患者やご家族が困ったときには対応していただいている平成28年度の取り組みについてもご報告をいただきました。斑鳩町認知症ケアパスのパンフレットで啓発されていると、また、恐らく高齢者福祉ガイドブックのほうでもですね、介護保険を使わない方々に、使えない方々に対しての高齢者福祉のほうも啓発されているというふうには行政側は認識されると思っておられますけれども、やっぱり本当にですね、認知症患者やご家族を支える地域づくり、その啓発活動がですね、本当にできているのかということをしつかりと疑問、自答しながらですね、活動していただきたいと思えます。

と言いますのも、斑鳩町の大きな自治会の老人会や自治会長、あるいは、月曜日にですね、福祉会の方に、相談があると言われてお話を伺いに行ったら、認知症の関係の相談を受けました。

やっぱり斑鳩町の中でも、平成27年第6期介護保険事業計画のときにできた高齢者福祉のガイドブック、その存在を知らない方々が、各種団体がですね、数多くおられます。また、認知症ケアパスのパンフレットのほうもですね、なかなか、せっかくいいパンフレットができたのに、なかなか、本当にその存在を知らない方がたくさんおられま

すのでね、なかなか、斑鳩町としてもこれまでの取り組みで渡すことができなかつた人たちにですね、どうやって周知ができるかっていうことをですね、考えていただき、たくさんの方々にですね、斑鳩町に住んでよかったと認めていただける、困ったときにはこういう制度があるというふうですね、しっかりとした周知をしていただきたいたいというふうに思っております。

認知症ケアパスの作成も、国のほうですね、4年前にガイドラインができてというふうに認識をしております。斑鳩町のケアパスのほうを読ませていただきますとですね、認知症による徘徊で行方不明となり、家族などが警察に届け出た高齢者の数は増加しています。徘徊による事故を未然に防ぐためにも、近所や地域とのきずなが大切です。また、家族や近所などの身近な人の理解や協力があれば、認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らし続けることができると書かれております。

認知症高齢者の数、先ほど明らかになった、日常生活自立度Ⅱのa以上、たびたび道に迷うとか、それまでにできていたことにミスが目立つ等の、以上の方がですね、462名とご報告。そしてランクⅣがですね、62名、最重度のランクMが22名との人数です。なので、団塊の世代の人口層を考えると、やはり今後はこういう対象となる方がふえてくるというふうに考えております。

ですので、斑鳩町の今の現状についてお聞きしたいと思います。斑鳩町の徘徊高齢者家族サービスの事業の利用状況とですね、現在のサービス以外の創設は考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（伴吉晴君） 黒崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（黒崎益範君） 現在、徘徊高齢者等の早期発見するための位置情報サービスとして、GPS端末を利用したものとかQRコードを利用したものなど、さまざまなサービスが民間事業者より提供がされております。

斑鳩町では、徘徊高齢者家族支援サービス事業といたしまして、認知症の高齢者の方が徘徊した場合、早期に発見できるシステムとして、GPS端末によるシステム事業者と契約し、利用希望者に対し、その使用料につきまして助成を行っているところでございます。この徘徊高齢者家族支援サービス事業の利用状況といたしましては、平成26年度では2名、平成27年度では2名、平成28年度で1名の利用というふうな状況となっております。

徘徊高齢者の位置情報サービスなど、これらのサービスにつきましてもさまざまな方策がありまして、日々進歩いたしておりますので、調査研究をしてまいりたいというふ

うに考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 先ほどからですね、日常生活自立度Ⅱのa以上の方が462名おられる、この方々がですね、Ⅱのaから急に重度になるという可能性もあります。いつ何時、どのように人数が変わるかわかりません。

そういう中でですね、やっぱり徘徊高齢者の方を早期に発見できるようなシステムっていうのが、事業がですね、全国的にいろいろな事業ができてきております。例えばQRコードのシールやですね、そのQRコードを張ったキーホルダーやですね、平成27年には、お隣の三郷町では、行方不明者高齢者検索ネットワークシステムの登録番号が印字された、を付したキーホルダーがですね、配られたりとか、やはりいろいろな選択肢があつていいと思います。

462名の方々ですね、どれだけの方がそのサービスを必要とされるかわかりませんが、今おっしゃっていただいたGPSサービスの利用率が、年間1名とか、2名とか、そういう数、それほどの利用率ということですね、もう一度考えていただきまして、何らかの問題がないのか、なぜこれだけの可能性のある方が。斑鳩町におられるかわかりませんが、施設に入られているかもわかりません。しかしですね、一度検討してもいいのではないかと思います。もしかしたら、いきなりGPSを借りるのがハードルが一般の方に対しては高いのか、もしかしたら、このサービスを、高齢者ガイドブックを自分で見つけてこのサービスを知ることができなかったのか。この中には、介護保険適用の方の数は含まれておりませんので、そういうことも含めましてですね、やっぱりもっと身軽に、もしも家族が徘徊したときに何らかの早急に発見できるような選択肢の事業をですね、またぜひ一度、検討していただきたいというふうに要望させていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、官民データ活用推進基本法への対応についてというふうに通告をさせていただきました。

近年、ITやウェブが私たちの生活や社会に浸透するにつれて、社会や産業の基盤となり得るデータは、人々や組織が単独で保有するよりもお互いに共有化することが、所有者にとっても社会にとってもデータの価値が高まるとの考え方が広まってきています。総務省においても、保有している大量多様な統計データの提供方法を次世代化し、官民における統計データの利活用の高度化を促進し、新たな付加価値を創造するサービスや革新的な事業の最大60兆円規模の新市場創出を目指すオープンデータの活用環境や整

備を進めている状況であります。そのためのロードマップが平成25年6月に示され、平成27年度末には他の先進国と同水準のオープンデータの公開と利用を実現することが明記されておりました。

というのがですね、今の質問が、4年前の質問の仕方なんです。この4年間、オープンデータを推進するですね、根拠となるような法律や、この国のほうの動きがなかったため、この4年間はすごく停滞していましたし、ごく一部の業界だけで税金が回っていただけでした。

しかし、昨年12月にですね、官民データ活用推進基本法が成立し、これはインターネットのその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することによって、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適切かつ効果的な活用の推進に関する法律がやっとできました。早くもですね、条例を制定された市もございます。自治体もございます。

まずは、斑鳩町のこの官民データ活用推進基本法の認識とですね、その後の基本計画の策定について、お伺いをさせていただきます。

○議長（伴吉晴君） 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 官民データ活用推進基本法への対応についてのご質問でございます。質問者もおっしゃいましたとおり、平成28年12月14日に施行されました官民データ活用推進基本法は、議員立法として発議・法案化されたものでございます。この法律につきましては、国、自治体、民間企業などが保有するデータを適正かつ効果的に活用することで、データを活用した新事業への創出、地域経済の活性化、中小企業の振興並びに住民が安心して暮らせる快適な生活環境に寄与することを目的とされております。

この基本的な施策といたしましては、行政手続きなどでのオンライン化の利用、国・地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用を図るオープンデータ化などが規定されているところでございます。また、施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、国は、具体的な目標やその達成期間を定めた官民データ活用推進基本計画を策定することと規定されております。都道府県では、国の計画と整合性と確保し、当該都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならないと規定されております。なお、市町村につきましては、国・都道府県の計画を勘案し、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本

的な計画を定めるよう努めることとされているところでございます。

最近の国の動向でございますが、本年5月30日に世界最先端IT国家創造宣言官民データ活用推進基本計画を策定し、閣議決定されたところでございます。今後、都道府県の計画の策定が進んでいくものと思われま。

町といたしましても、今後、奈良県が定める計画内容を踏まえまして、町内各種民間事業者のニーズの把握に努めながら、計画の策定を検討してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 新しい法律ですので、しっかりとですね、認識をしていただきながら、また、将来どういうふうなデータの活用ができるのかということですね、常に頭に置いていただきながら業務を遂行していただきたいと思ひます。奈良県の動きを待っていても、なかなか参考になるのか、また、全国的に見てもですね、奈良県はちょっと、いろいろな取り組みが遅いので、全国的に、世界にですね、アンテナを向けていただき、調査研究をしていただきたいと思ひます。

4年前にですね、私、一般質問の中で、こういうふうに言わせていただきました。将来的に統計GIS機能の強化により任意に指定したエリアにおける計算算出機能が誰にでも使えるようになったら、もっと効率のいい住民サービスを提供できる可能性が出てくるのではないのかというふうにご紹介をさせていただきました。それで、この4年間ですね、ようやく先月にですね、宮崎県のほうがですね、このGISを活用したアプリをですね、今、ホームページ上で公開されておられます。なかなかそういうふうな情報を見て、民間事業が見てですね、今後どのように住民さんたちがですね、認識しやすい情報に加工されるのか、注意していく必要がある、全国的にですね、注目されている事業をですね、今、宮崎県がされておりますので、またそれも知っておいていただきたいというふうに思ひます。

また、ニーズの把握に努めるというふうにもお答えをいただきました。4年前も、国の方針では、できるところから公開する、あるいは経済界からのニーズがあるものから公開するという方針でございました。先進国などのオープンデータに対する意識の高い国はですね、積極的に公的データを公開しております。行政にはない発想で民間企業やアイデアマンがデータを活用し、地域に貢献している事例があるからです。オープンデータの一番の目的はですね、地域の活性化、ご存じのように地域の活性化であります。

では、斑鳩町では、データを効果的に活用することで個性豊かな地域社会の形成、新

事業への創出へとつながる取り組みについてですね、この4年間の取り組みと合わせて、お答えいただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 谷口総務部次長。

○総務部次長（谷口智子君） ただいまのご質問の答えでございます。

まず、町がデータを開示している状況についてでございます。町の公的データの開示状況につきましては、4年前と同様、町の統計資料につきまして、庁内及び各関係機関から情報を集約いたしまして、町のホームページ上にそのデータを公開しております。

その内容といたしましては、人口、産業経済、社会福祉、保健衛生、治安・消防、財政など、町独自の調査数値から国あるいは県の統計情報まで、15のカテゴリーに分類した118種類の資料をエクセルデータでダウンロードできる形式で公開をさせていただいているところでございます。この公開データの使用につきましては、特段の利用制限を設けておらず、さらには、毎年更新を行いまして、直近のデータの提供に努めておるところでございます。

次に、民間や国等が持つデータを町が事業に活用している状況につきましてでございます。町が計画等を策定する場合、国や県の公開データを活用して作成のほうを行っておるケースが多うございます。特に、平成28年度に策定した観光戦略につきましては、国の公開するデータだけではなく、携帯電話会社の所有するデータを活用し、観光客の動向について調査し、計画の策定に役立てたところでございます。

今後、町のデータの公開方法につきましても、先ほど質問者のおっしゃいましたように、先進地の事例等を調査研究し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 斑鳩町の役場の若い方ともですね、このオープンデータやビッグデータの取り扱いについて、またはですね、地域経済分析システム、リーサスについていろいろお話はさせていただいても、なかなか、知っている方というかですね、興味のある方っていうのがなかなかおられない。まずは人材育成からしなければいけないのかな、また、若いチームですね、若い人たちですね、こういう取り組みについて、先進地事例を学ぶような取り組みについて、ちょっと研究していかなければいけないのかな。

というのは、今、ちょっとリーサスも言わせていただきましたけど、リーサスというのはですね、産業構造や人口の動態、人の流れなどに関する官民のビッグデータを集約し、可視化するシステムであるリーサスがですね、もう2年前から提供されております。提供開始から2年がたちましたけれども、政策立案の検討や政策の効果の検証に用いら

れるだけではなくですね、金融機関や商工会、商工会議所や教育機関などでも広く活用されています。この2年間で、リーサスに蓄えられているデータがですね、すごくふえました。毎年、2年前と比べていただくと、すごく、一目瞭然でわかりやすいんですけども。

その中でも、斑鳩町のデータでですね、リーサスで表示されるデータはですね、まだまだ作成途中で、現在の完成度で50%というふうに表記をされております。しかし、メッシュ状に総人口や年少人口、老年人口、生産年齢人口などですね、いろいろなデータが今でも見ることができます。また、統計局のデータもですね、数百のデータがですね、リーサスの中で、斑鳩町の中で公開されています。例えばですね、斑鳩町における交通事故の発生件数や火災死亡者の数、地方債の残高など、いろいろな情報がですね、既にリーサスの中でオープン化、データ化されております。

しかし、なかなか今の斑鳩町の若い職員さんとかですね、知らない方が多い。役場がですね、なかなか知らないとですね、これをどのように民間事業に提供していくのかということもですね、踏まえてですね、なかなか活用しにくいのではないかとですね、斑鳩町の中でも、オープンデータ、ビッグデータの活用またはリーサスについてですね、しっかりと勉強していただきたいというふうに指摘をさせていただきます。

また、1年半後ぐらいにですね、ちょっとリーサスについての認識についての一般質問もさせていただきますというふうにですね、思っております。

今後、なぜこのようにオープンデータ、ビッグデータを活用しなければいけないのか。税収も減っていきます。そして職員さんたちにもですね、労働もですね、いろいろな各分野、いろいろな事例に手を割かれてですね、なかなかいろいろなことに対応することが難しくなってきます。

このオープンデータの取り組みでですね、一番やってはいけないことはですね、税金によるオープンデータの開発によって、またその対応をですね、公務員がするというかですね、税金ですというのがですね、一番、日本の失敗例としてですね、先進事例として、千葉県と横浜市があげられておりますけれども、典型的に千葉市のほうはですね、税金でやって、税金で対応する。横浜市は、全て民間でつくって、民間で対応するというふうな内容になっておりますので、しっかりと斑鳩町も、将来どういうふうなオープンデータ化するべきなのかということですね、しっかりと内部で検討していただいてですね、また1年後、2年後にですね、そのことについて、ご指摘、質問をさせていただきますというふうに先に通告をさせていただきますして、私の一般質問を終わらせてい

たきます。

○議長（伴吉晴君） 以上で、2番、小林議員の一般質問は終わりました。

続いて、1番、宮崎議員の一般質問をお受けいたします。

1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、議長のお許しを得ましたので、通告書どおり一般質問させていただきます。

それでは、まず1番目として、斑鳩町創業促進事業補助金制度についてをお聞きします。

1つ目として、現在、何人の人が利用して、どのような事業が行われたのか、また、相談件数についても教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（伴吉晴君） 谷口総務部次長。

○総務部次長（谷口智子君） それではまず、斑鳩町創業促進事業補助金交付要綱につきましてのご説明をさせていただきたいと思います。本要綱は、地域経済の発展、雇用の促進を図ることを目的に、町内での創業または新規事業所の開設を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付するもので、本年4月1日に施行したものでございます。特に、法隆寺周辺での重点創業促進事業については補助額を増額しており、世界文化遺産を有し、魅力ある歴史的町並みが残る法隆寺周辺地区特別用途地区での立地を支援するとともに、事業の創出による観光振興につなげてまいりたいと考えております。

また、ご質問の本補助金の利用状況についてでございますが、これまで2件の申請を受けておりまして、そのうち1件は既に交付決定を行っているところでございます。

また、相談件数についてもということでございましたが、この創業支援制度に関するお問い合わせの件数についてでございます。創業支援キックオフセミナーでの事業説明やチラシ配布により事業の周知に努め、多くの皆様の関心をいただいております。これまでに、軽易な問い合わせも含めて、29件の相談やお問い合わせをいただいているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 29件ということで、結構問い合わせや相談があるんだなと思います。こういう補助金制度を使って、また、商工会の活性剤になったらいいと思うんですけど。

それでは、2番目として、この制度は2年間ということですが、継続はしないのでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 谷口総務部次長。

○総務部次長（谷口智子君） この創業促進事業補助金につきましては、平成33年の聖徳太子1400年御遠忌に向けましてにぎわいのある斑鳩の里づくりを進めるために、創業を検討している方や新規事業の展開を検討している方に、斑鳩町で創業するならば今がチャンスだと、そういったことをアピールするための時限措置として、ただいま議員おっしゃいましたように、2年間として実施をしているものでございます。

これは、内閣府から、斑鳩の歴史的資源を生かした創業促進計画として認定を受けた地域再生計画の計画期間であります平成30年度までの2年間において集中的に町内での創業及び事業所の新設を促進するものでございまして、このことによって、観光振興及び地域経済の発展、雇用の創出を図ってまいりたいと考えております。

なお、この31年度以降の継続につきましては、2年間での事業効果や創業状況、また、その時点での町の財政状況により判断することになると考えておりますので、ご理解賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 2年間ということですけど、宿泊施設とかその辺は来年ぐらいから、県のほうに行って聞いてきましたら、緩和されるということで、またそのほうがふえたら、また斑鳩町でね、泊まっていただく方もできてくるんじゃないかと思っておりますので、また引き続きされていくことを希望しておきます。

それでは、2番目として、農業後継者について、お聞きしたいと思っております。

まず初めに、斑鳩町の後継者、斑鳩町としての考え方、斑鳩町の後継者の現状について、お聞きしたいと思っております。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） ご存じのとおり、農家には、大きく分けまして専業農家と兼業農家があり、専業農家は、脆弱な経営基盤による後継者不足と高齢化が課題であり、兼業農家では、核家族化に加え、農業以外の仕事形態が変わり農業と仕事を両立していけないことなどの課題を抱えております。そこで、国の示す食料・農業・農村基本法では、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することを目指しているところであり、認定農業者、認定新規就農者、法人化を目指す集落営農組織、新たに農業を職業として始める新規就農者に農地を集積しながら担い手として育成していくこととしております。

認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づいて農業経営改善計画を作成し、市

町村の認定を受けた農業経営者であり、町内には、現在は7名の認定農業者がおられます。また、認定新規就農者とは、新たに農業経営を営もうとする青年等で、青年等就農計画を作成し、市町村の認定を受けた者であり、町内では1名の方がおられます。集落営農組織につきましては、集落等を単位として農業の生産工程の全部または一部について共同で営農を取り組む組織であり、町内に5つの集落営農組織がございます。そして、今後、新たな担い手として期待できる新規就農者については、平成24年以降、5名の若者が新たに農業者になられたところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 担い手さんがどんどんふえていったら、もっと農業のほうの活性化もなると思うんですけど、これからどんどん高齢化になっていくので、その担い手の方の育成のための支援っていうのはどういうものがあるのか、教えていただけますか。

○議長（伴吉晴君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 現在、効率的かつ安定的な農業経営を目指している担い手として、認定農業者、将来、認定農業者となると見込まれる認定新規就農者、将来、法人化となることが見込まれる集落営農などの経営体については、国の補助事業であります経営所得対策、集落営農の法人化に対する助成、融資、出資等さまざまな支援がございます。

また、新たに農業を始める新規就農者については、農業大学校等の農業経営者育成教育機関や先進的農家、先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農するものに対し、研修期間中について年間150万円を最長2年間給付する農業次世代人材投資資金準備型や、新たに独立・自営就農をする農業者に対しては、こちらも45歳未満の方についてとなりますが、年間150万円を最長5年間給付する農業次世代人材投資資金経営開始型、また、農業用機械や農業用施設の導入の際には、購入金額の30%を補助する経営体育成支援事業等、国の助成事業により町内の担い手に対して支援を行っているところでございます。

また、農産物の栽培技術の支援といたしまして、現在、農業委員会が中心となり行っております実証展示圃において、従来栽培しておりました黒米、そばなどに加え、昨年度はキャベツを栽培し、JAの加工施設へ納めるという新たな取り組みを行ったところであり、これら実証展示圃での栽培は、より高い生産性と収益性を目指しながら行っている活動であり、農業委員がみずから培った技術を農業者へ広めていくという活動も行っているところでございます。

○議長（伴吉晴君） 1 番、宮崎議員。

○1 番（宮崎和彦君） かなりね、皆、充実してされておられると思いますけど、できるだけこういう活動をしていただいて、補助制度を使っていただいて、これからも農業のほうが発展するように。

私のほうもいろいろ農業の人とお話ししていて、もうつくる者がおらへんやということで、結構、あちこち田んぼがあいておりますので、またそのほうのほうも十分に考慮して、これからもこういうことを続けていっていただきたいと思います。

それでは、これで私の一般質問を終わります。

どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、1 番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

あすは、午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時38分 散会）